平成２３年（フ）第８３２号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目78番地の３、開始決定時の住所兵庫県尼崎市東園田町３丁目88番地の６
破産者　山本　光博
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６号
神戸市北区鹿の子台北町６丁目８番９号
破産者　里電工株式会社
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０７号
兵庫県姫路市家島町坊勢183番地の１
破産者　小林海運有限会社
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６６２号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋207番地の165
破産者　有限会社マサキ建設
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４号
沖縄県浦添市勢理客１丁目24番10号シャトレ立山201号
破産者　リムスタッフ株式会社
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４２５号
名古屋市中区丸の内１丁目10番１号
破産者　株式会社クリエイション
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４３９号
愛知県一宮市相生１丁目４番９号フォーラムインデン202号
破産者　株式会社エターナリーインターナショナル
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４６１号
愛知県北名古屋市宇福寺中杁11番地
破産者　名西自動車株式会社
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４６２号
愛知県みよし市莇生町東山ノ神100番
破産者　株式会社タイメイ工業
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１６７号
三重県津市上弁財町２番７号
破産者　坂口　義一
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６８号
三重県津市上弁財町２番７号
破産者　坂口　幸子
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７３号
三重県鈴鹿市江島町202　鈴鹿ハウジングセンター内、商業登記簿上の本店所在地三重県鈴鹿市算所３丁目９番50号
破産者　ネオ株式会社
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９１号
三重県鈴鹿市白子駅前11番18号　ロイヤルハイツ白子駅206
破産者　田中　秀実
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７１号
三重県津市高茶屋６丁目10番14号　ケアポート津高茶屋
破産者　豊田八重子
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７５６号
滋賀県草津市下笠町小屋場905番地
破産者　株式会社近江電気
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４７号
大津市比叡平１丁目39番20号
破産者　有限会社大江
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２６号
熊本市中央区九品寺２丁目８番17号
破産者　有限会社ディ・ラップ
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４９４号
宮崎市恒久３丁目９番地10
破産者　有限会社システム技研
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４号
秋田県大館市十二所字下新町30、商業登記簿上の本店所在地秋田県大館市十二所字上城８番地の３
破産者　畠山メリヤス株式会社
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第５１８７号
大阪市中央区内本町１丁目３番９号
破産者　株式会社北谷組
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４３号
福岡市東区馬出２丁目20番６号
破産者　有限会社シティー開発
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部